

# 新潟県立東新潟特別支援学校

## 学校いじめ防止基本方針

令和 8 年 4 月 1 日

### 1 いじめ防止基本方針

- いじめのない学校づくりを目指し、学校全体で以下の点を重点的に取り組む。
  - (1) 児童生徒一人一人が安心して学校生活を送れる環境づくり
  - (2) 互いを尊重し、良さを認める人間関係の構築
  - (3) いじめに対する全教職員の意識改革と人権感覚の確実な定着
  - (4) 定期的な情報交換の実施
  - (5) 早期発見、即時対応のための校内体制の推進
  - (6) 家庭・関係機関との連携強化

### 2 「いじめ」及び「いじめの類似行為」の定義

#### (1) いじめの定義

- いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）（以下「法」という）

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2) いじめの類似行為の定義

- 新潟県いじめ等の対策に関する条例（公布日：令和 2 年 12 月 25 日）

第 2 条 2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

### 3 いじめ防止対策を実効的に行うための組織の設置

#### (1) 学校いじめ対策組織の名称

- ・ いじめがなく、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、また、いじめ防止等に関する取組を実効的に行うため、法第 22 条に基づき、「いじめ防止等の対策のための組織」を設置し、名称を「いじめ対策委員会」とする。
- ・ いじめ対策委員会を中心に、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むと共に、保護者や地域との連携を図りながら、いじめが疑われる場合は適切かつ迅速に対応し、さらにその再発防止に努める。

#### (2) 構成員

校長、教頭、各学部長、生徒指導主事（いじめ対策推進教員）、生徒指導部、養護教諭、舎監長、コーディネーター、スクールカウンセラー

#### (3) 組織の役割

- ・ いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（別紙 1）の作成・実行・検証・修正

- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録
- ・ いじめの情報の迅速な共有、関係児童生徒への聴取、「いじめ」及び「重大事案」の判断
- ・ 関係児童生徒への指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者等や関係機関・専門機関との連携

#### (4) いじめ対応の流れ **(別紙2)**

### 4 いじめの未然防止に向けた取組（発達支持的生徒指導、課題未然防止教育）

#### (1) 多様性を認め、人権侵害のない学校の実現（発達支持的生徒指導に関すること）

- ・ 教育活動全体を通じて道徳教育・人権教育を推進する。
- ・ 自他の良さに気づき、互いに認め合う場を設定する。
- ・ 児童生徒一人一人の良さが生かされ、自己有用感を育む集団作りに努める。
- ・ 肯定的な関わりで児童生徒の良さを認め、受け入れられている実感が持てるようにする。
- ・ 児童生徒との信頼関係を構築し、相談しやすい雰囲気作りに努める。

#### (2) 児童生徒への啓発（課題未然防止教育に関すること）

- ・ 人との関わり方、コミュニケーションに関する体験的な学習活動を通して、より良い人間関係を築こうとする態度と実践力を育む。
- ・ いじめは許されない行為であることを一貫した姿勢で児童生徒に示す。
- ・ 道徳や学級・ホームルーム活動において、児童生徒主体のいじめ防止の取組を行う。
- ・ SNS教育プログラム、SOSの出し方に関する授業等を推進する。
- ・ 「いじめ見逃しゼロ標語・ポスターコンクール」に参加する。

### 5 いじめの早期発見のための取組（課題早期発見対応）

#### (1) 児童生徒理解研修

- ・ 児童生徒の障害特性、配慮事項について共通理解する職員研修を実施する。

#### (2) 児童生徒の観察と継続的な指導

- ・ いじめにつながる児童生徒の些細な行動を見逃さず、発達段階に応じた指導を行う。
- ・ 過去にあったいじめや児童間のトラブルが解消されているかについても継続して観察する。

#### (3) 教育相談の実施

- ・ 児童生徒に対して、定期的に教育相談を実施する。教育相談が難しい児童生徒については、見取りを丁寧に行うと共に保護者から情報を得る。

#### (4) 学校生活アンケート（年3回）

- ・ アンケートの実施、結果の整理と分析、情報共有、児童生徒への面談実施、今後の対応の明確化

#### (5) 教職員間の情報共有と保護者との連携

- ・ 各職員の気づきを速やかに学部や関係者間で共有し複数の目で確認と判断を行う。
- ・ 児童生徒の様子について、連絡帳や電話、家庭訪問等で密に連絡をし、積極的な情報共有を通して、学校と保護者が良好な関係を築き、変化を見逃さないようにする。

#### (6) 相談窓口の周知

- ・ 校内外の相談窓口の活用について児童生徒に周知する。

### 6 いじめの早期解決のための取組（困難課題対応的生徒指導）

(1) 対象児童生徒（加害・被害児童生徒）への迅速な対応

- ・情報収集と事実確認のもと、被害児童生徒の安全を第一に考え対応する。
- ・被害・加害児童生徒共に、気持ちに寄り添い、課題解決に向け段階的・継続的に支援する。

(2) 教職員の指導・支援体制

- ・迅速な報告・連絡・相談を徹底し、速やかに組織的対応を行う。いじめが発覚した時は、いじめ対策委員会を招集し、対応の協議と役割分担を行う。
- ・新潟県いじめ対応総合マニュアルの「いじめ対応の基本的な流れ」を参照し、適切に対応する。

(3) 保護者との連携

- ・対象の児童生徒の保護者に対して、いじめの状況と今後の対応について、十分な説明を行い理解と協力を得る。
- ・学校と保護者が連携し解決に向けて取り組めるよう、進捗状況を確実に保護者に伝える。

(4) 専門機関の活用・連携

- ・警察との関係を築き、犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察への相談・通報が直ちに行われるように努める。
- ・医療機関等との連携を図りながら、解決に向けた最善の方法を講じる。

## 7 いじめの解消

- いじめは単に謝罪をもって安易に解消としない。いじめが解消している状態と判断するためには、次の二つの要件が満たされていなければならない。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

- ・いじめを受けた児童生徒に対する心理的な又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が3か月以上継続していること。
- ・いじめ対策委員会で、さらに長期の期間が必要であると判断した場合には、より長期の期間を設定する。
- ・教職員は相当の期間が経過するまでは、被害児童生徒、加害児童生徒の様子を注視し、期間が経過した段階でいじめ対策委員会で判断する。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを、本人及び保護者に面談等で確認し、認められること
- ・「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察する。（新潟県いじめ防止基本方針）

## 8 重大事態発生時の対応について

(1) 重大事態とは

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合（自殺を企図、身体への重大な障害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症）
- ・いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合（年間30日を目安。一定期間連続して欠席の場合はこの限りではない）。
- ・被害・加害児童生徒への調査・指導については、拙速にならないように、指導の不均衡や公平に反しないように注意してあたる。

- ・本人・保護者から重大事態に至ったと報告があった場合、直ちに調査にあたる。

(2) 重大事態発生時の対応 (別紙3)

## 9 その他

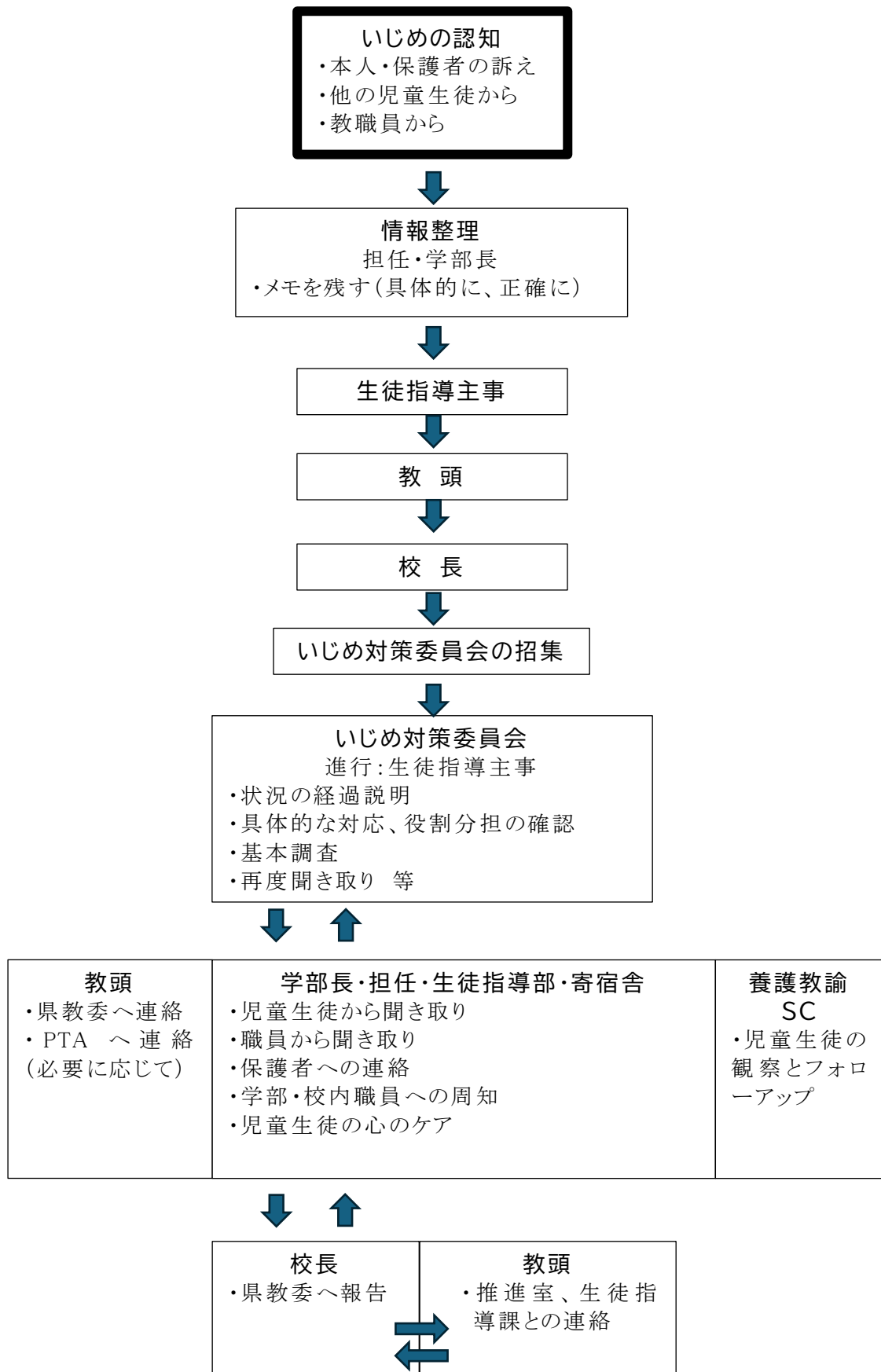
(1) いじめ対策委員会において、いじめ防止に関する取組状況について定期的に評価を行い、適宜見直し・改正・改訂を図る。

(2) 学校生活アンケート等、生徒指導関係の文書は5年間保存する。

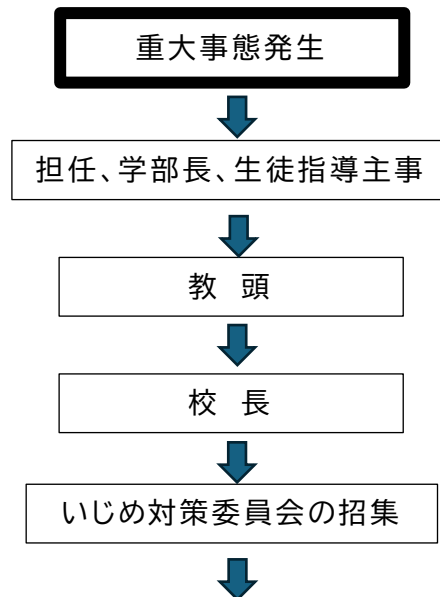
## 年 間 計 画

|            | 1 学期                                                                                                                                                                                                                    | 2 学期                                                                                                       | 3 学期                                                                                  |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 未然防止のための取組 | 4 月：全校安全指導、各学部新入生歓迎会<br>5 月：ポプラ祭(小・中・高)<br>6 月：宿泊学習(小 5)<br>7 月：修学旅行(高)、寮祭 WEEK、SNS 指導(高)、夏休み前指導                                                                                                                        | 9 月：修学旅行(小)、いじめ見逃しゼロ県民運動参加(標語・ポスターコンクール出品作品の制作)<br>10 月：修学旅行(中)、しんよう祭 WEEK<br>12 月：人権強調週間、SNS 指導(中)、冬休み前指導 | 1 月：児童生徒会役員選挙<br>2 月：児童生徒総会、卒業を祝う会(中)、6 年生を送る会(小)、3 年生を送る会(高)<br>3 月：はばたき WEEK、春休み前指導 |
|            | <b>【通年】</b><br>・児童生徒会活動の充実(特別活動部を中心とした主体的な活動)<br>・情報リテラシー・情報モラル・メディアコントロールの学習・指導<br>・性に関する指導(各学部学期に 1 回(小：6・9・1 月／中：6・12・3 月／高：6・12・1 月))<br>・職員研修の推進(年 3 回：7 月、夏季休業中、1 月)<br>・学習指導の充実                                  |                                                                                                            |                                                                                       |
| 早期発見のための取組 | 4 月：健康診断(～6 月)、児童生徒理解の会<br>5 月：保護者個別懇談(小・中・高)、学校生活アンケート・教育相談<br>6・7 月：保護者個別懇談(高)                                                                                                                                        | 9 月：学校生活アンケート・教育相談<br>10 月：保護者個別懇談(小・中)<br>11 月：保護者個別懇談(高 3)                                               | 1 月：児童生徒理解の会(小・中)、学校生活アンケート・教育相談<br>3 月：保護者個別懇談(小・中・高 1・高 2)                          |
|            | <b>【通年】</b><br>・職員朝会、生徒指導部会等での情報交換(適宜)<br>・観察、見守りの充実(授業時間外の巡視、見守り)<br>・保護者との連携(連絡帳、電話連絡、家庭訪問、懇談会等)<br>・個別教育相談の充実(必要な場合に行う教育相談)<br>・養護教諭との情報交換、連携                                                                        |                                                                                                            |                                                                                       |
| その他        | ○学校いじめ防止基本方針、学校いじめ対応マニュアルの周知・徹底(4 月)<br>○学校及び教育委員会のいじめ相談担当窓口の周知(4 月)<br>○学校いじめ防止基本方針、学校いじめ対応マニュアルの評価・点検(8 月、12 月)<br>○保護者への広報・啓発<br>・PTA 総会における、いじめ対策基本方針の説明<br>・「生徒指導だより」の発行<br>・「各種相談窓口」の周知<br>○情報モラルや自殺予防等のリーフレットの配布 |                                                                                                            |                                                                                       |

いじめ対応の流れ



## 重大事態発生時の対応



### いじめ対策委員会

- 1 基本調査
  - (1) 内 容  
(いつから、誰から、どのような様態で、背景事情、人間関係、過去の対応内容 等)
  - (2) 方法
    - ① 質問紙調査
    - ② 直接聞き取り(被害児童生徒、加害児童生徒、傍観者、担任、学部職員等)
- 2 役割分担の確認



### 連 絡 先

|          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| 校長<br>↓↑ | ・県教委、推進室、生徒指導課へ報告                 |
| 教頭       | ・県教委／報道・警察対応／PTA／保護者文書／臨時保護者会／後援会 |
| 教務主任     | ・学校だより発行／職員研修計画                   |
| 学部長・担任   | ・保護者対応／学部職員対応／児童生徒聞き取り／職員聞き取り     |
| 寄宿舍      | ・保護者対応／寄宿舍職員対応／児童生徒聞き取り／職員聞き取り    |
| 生徒指導主事   | ・教頭補助／専門家との連携                     |
| 養護教諭・SC  | ・児童生徒の心のケア                        |